

西栗倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年9月20日(水) 午後7:00 ~

2. 開催場所 西栗倉村役場第一会議室

3. 出席委員(12人)

| | |
|----|-------|
| 委員 | 草刈弘幸 |
| | 上山光重 |
| | 神原秀吾 |
| | 萩原眞壽雄 |
| | 井上誠 |
| | 野々上良弘 |
| | 高木宣美 |
| | 小椋義宣 |
| | 春名義昭 |
| | 春名昌美 |
| | 青木英隆 |
| | 新田 茂 |

欠席者

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請承認

5. 農業委員会事務局職員

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 上山 隆浩 |
| 事務員 | 豊福 靖宏 |
| 事務員 | 山本 優奈 |

事務局長

失礼いたします。農作業のお忙しい中ありがとうございます。9月の農業委員会をただいまから始めさせて頂きたいと思っております。それで始めにお詫びがございます。今回お出しさせて頂きました議案なんですが、2番の農業委員の委嘱状交付って項目をしております。今回はそういったものがございませんので、係の不手際で誠に申し訳ございませんが、以後十分作業させていただきますので、今回は農業委員委嘱状を■■■■の上で議事に入らせて頂きたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。それでは、会長よろしくお願ひします。

会長

失礼します。9月、農繁期の方も鳥獣害、台風それぞれあったのですが、西粟倉村においては安全、安心な生活ができたのではないのでしょうか？そういう風な感じがします。取り入れの方もだいたい終わって、これから秋の終わりの作業にかかって行くような感じではないでしょうかとおもいますが、これからは忙しい中農業委員会の活動についても協力して頂く事をお願いいたしまして、最長のあいさつとさせていただきます。

事務局

それでは、議題に入らせていただきます。第1号議案について事務局の方から説明させていただきます。

失礼します。

議案第1号

申請番号11

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請承認についてです。

2ページをご覧ください。

土地の所在地は [] 登記地目 田 面積 [] m²

譲渡人 兵庫県伊丹市 [] [] 氏

譲受人 西粟倉村大字 [] [] 氏

4ページ～5ページが申請書になります。

5ページの5から譲受人の耕作状況となります。

作付け作物は水稻で、権利取得後の面積は [] m²です。所有している機械は、トラクター1台です。

農作業に従事する者は3人です。

6ページが申請地の位置図です。

7ページ～8ページが申請地の地積図です。

9ページは登記記録です。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくお願ひ致します。

会長

この案件について。

委員

はい。 [] さんが [] さんですかね？この人おらんので、買われたそうです。別に問題はないと思います。場所は [] さんのところから上に上がったところ [] [] さん所の上の、 [] さん所の隣です。

委員

[] さんところの裏側かな。

委員

13ページが申請地の位置図です。

14ページ～8ページが申請地の地積図です。

17ページは登記記録です。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくお願ひ致します。

委員

これは■■■■さんから■■■■さんがされたと思います。今の状況は家の前でハウスをされて、■■■■さんかな。それを買われました。家のすぐ前なんで、来年からは息子さんが定年で帰ってくるので、そこで百姓しようかと、言われてます。

委員

これ、■■■■さんがそこを返すいう形になるのか。

委員

■■■■さんが言うのは定年して帰ったらしようか、っていう話しはされてました。問題はないと思います。

委員

これハウスのとこかなって思いよったんじゃないけど。

委員

■■■■さんハウスができんようになるな。

会長

そうそう、それでどうなんかな思うて、この案件についてみなさんから何かありますか。まー農業をつづけて行くという事なんで問題無いと思います。という事でよろしくお願ひします。次の案件へ

事務局

申請番号13

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請承認についてです。

2ページをご覧下さい。

土地の所在地は ■■■■ 登記地目 田 面積■■■■m²

譲渡人 神奈川県横浜市金沢区■■■■

■■■■ 氏

譲受人 西栗倉村大字■■■■ 氏

18ページ～19ページが申請書になります。

18ページの5から譲受人の耕作状況となります。

作付け作物は水稻と野菜で、権利取得後の面積は■■■■m²です。所有している機械は、トラクター1台・コンバイン1台・軽トラック1台・耕運機1台です。

20ページが申請地の位置図です。

21ページが申請地の地積図です。

25ページは登記記録です。

以上で説明を終わらせていただきます。
よろしくお願ひ致します。

委員

はい、これも同じで■■■■さんから■■■■が買われて、家の前で今までも■■■■さんが米をつくられてました。

委員

ハウスじゃなしに隣か。

委員

その隣か。

委員

車庫の裏じゃで。

委員

問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

委員

他に皆さん何かないですか。

委員

ちょっと関係無い事なんですけど、単価がだいたい金額の値段はどれぐらいなんかな。■■■■さんなんかは金額が全然違うような気がしますけど。だいたいの今の市場の値段はどれぐらいなものでしょうか。

事務局

これは、双方で取り決めることなんで、一概に単価を決めれないんです。

委員

なんか、平均単価があるとか。役場の潰れ地の平均単価があるとかないんかな。

事務局

役場の方はあくまで

委員

そうなんじゃな

委員

潰れ地の買い上げなんかはどうなんかな。

事務局

えっとですね。農地 1㎡あたり 2500円かな。はい

事務局

双方の申し合わせになっているので、価格の変動はあるかと思います。ところによっては差額があると思います。

会長

なかなか公共事業の場合はやってくれ。っていうはなしなんで、こちらは本当に個人の話しなんで。

委員

■さんが3万円って。30万の間違えじゃないんじゃないでしょうか。

委員

というような感じがするんじゃないかな。

委員

0が違うで。

委員

■で1反3万は高いなー

委員

山林は安いでなー

会長

まー農地の方の売買になると個人的な考え方とか、双方の立場とかそういう形で、うちらの方も借金代替わりだとか、田んぼの借り方されている方もありますので難しいですね。まー相談するところは、ここになるのかな。

委員

また、法的とかは違ってくるでなー

委員

そこら辺のことも頭におきながら、皆さんの方も

委員

3万円は安い気がするけどな。

委員

まー価格についてはそういうことで理解して下さい。

会長

それでは、事務局の方から何かありますか。宿題。

事務局

宿題が出ていたと思いますけど、皆さんのお仕事として農地パトロールがあります。よろしくをお願いします。

委員
すみません。

委員
いつまでですか。

事務局
今月いっぱいです。事務局の方からは以上です。

会長
皆さんの方から何かありますか。なければ、これで終わりにしたいと思います。副会長からお願いします。

会長代理
皆様、お疲れの所ご苦労さまでした。秋の方も若干名を残しましてほしい皆さん終わりをまして、ホッとしている所です。30ほどは残っておるみたいですが、お疲れ様でした。

年 月 日

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____